

復興推進会議運営要領

平成 24 年 2 月 14 日
復興推進会議議長決定

復興推進会議令（平成 24 年政令第 23 号）第 4 条の規定に基づき、復興推進会議（以下「会議」という。）の運営について、以下のとおり決定する。

（会議の運営）

第 1 条 会議の議事の手続その他会議の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（開催）

第 2 条 会議は、議長が招集する。

（関係者の出席）

第 3 条 議長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

（審議の内容等の公表）

第 4 条 会議において配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公表する。

- 2 会議終了後、遅滞なく、会議における審議の内容等を、適当な方法により、復興庁において公表する。

（議事要旨）

第 5 条 会議の終了後、速やかに、会議の議事要旨を作成し、復興庁においてこれを公表する。

（議事録）

第 6 条 議長は、会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。

- 2 前項にかかわらず、議事録が不開示情報を含むなど公表が適当でないと思われる場合は、議長が会議の決定を経て非公表とすることができる。

（雑則）

第 7 条 この運営要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が定める。